

# 岐阜県公報

## 目 次

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則  
岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警 務 課) ページ  
(同) 二

号 外 (一) 令 和 五 年 三 月 三 日

## 公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	警 察 官			一 般 職 員 合 計
	警 視 警 部	警 部 補 及 巡 査 部 長	巡 査 小 計	
警 察 本 部	六	五五	二七	二七
警 察 署	三	一三八	一〇二	一四三
合 計	二二	一八三	一三五	二六二

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二号中「緊急配備及び」を削る。

第十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子計算組織による照会業務に関する事。

第十七条の二に次の一号を加える。

四 在留外国人の総合対策に関する事。

第三十四条第五号を削る。

附 則

この規則は、令和五年三月二十四日から施行する。

令和五年三月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社